



海外への招待・学校旅行等を企画されている皆様向け

# ジェイアイのオーガナイザー保険

疾病危険等補償特約・保険金支払責任拡大特約(入院3日型)・保険責任延長特約セット  
旅行事故対策費用保険

2016年4月  
改訂版

2014年4月改定  
改正業法

このパンフレットでご案内する商品は、海外への招待・学校旅行等を実施する会社・学校・団体が負担する費用に備える保険です。  
この商品内容がお客さまのご希望に沿う場合は、パンフレットをご覧のうえご検討いただきますようお願いいたします。

引受保険会社

海外旅行保険のエキスパート  
 **ジェイアイ傷害火災**  
<http://www.jihoken.co.jp>

このパンフレットでご案内の補償内容がお客さまのご意向と異なる場合には、ご契約いただけませんので、ご注意ください。

# 海外への招待旅行・学校旅行・報奨旅行・研修旅行で、旅行者が事故や病気等にあった場合、オーガナイザー(主催者)として道義上の費用負担を余儀なくされた場合どうしますか？

## お支払い事事故事例

**CASE 1** 招待旅行で招待客3名が交通事故に遭遇。10日間入院の大ケガをした。

支払保険金事例(3名分)

見舞費用保険金	30万円
救援者費用保険金	300万円
事故対応費用保険金	500万円
臨時費用保険金	90万円
<b>合計支払額</b>	<b>920万円</b>

**CASE 2** 研修旅行で食中毒が発生。参加者10名が1週間入院。

支払保険金事例(10名分)

見舞費用保険金	100万円
救援者費用保険金	1,500万円
事故対応費用保険金	800万円
臨時費用保険金	300万円
<b>合計支払額</b>	<b>2,700万円</b>

**CASE 3** 懸賞旅行でお客様が脳梗塞で倒れ、緊急帰国(移送)

支払保険金事例(1名分)

見舞費用保険金	10万円
救援者費用保険金	350万円
事故対応費用保険金	100万円
臨時費用保険金	30万円
<b>合計支払額</b>	<b>490万円</b>

傷害事故  
のみならず  
病気も補償

万一の際、オーガナイザー(主催者)が負担する費用をカバーし、  
安心をプロテクトするジェイアイのオーガナイザー保険にご加入ください。

## こんなとき、Jiのオーガナイザー保険

旅行者が海外旅行行程中に次のような事故に遭遇したために、  
オーガナイザーが負担した費用をお支払いするものです。

- |  |   |
|--|---|
| <b>1</b> 責任期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または通算して3日以上入院した場合 | <b>5</b> 責任期間中に発病した病気(妊娠、出産、早産、流産は含みません。)により、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合(責任期間中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。) |
| <b>2</b> 責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により遭難してから48時間を経過しても、なおその旅行者が発見されない場合      | <b>6</b> 責任期間中に発病した病気(妊娠、出産、早産、流産による病気および歯科疾病は含みません。)により、3日以上続けて入院した場合(責任期間中に医師の治療を開始した場合に限ります。)                      |
| <b>3</b> 責任期間中に身体に不法な支配を受け行動の自由を妨げられた場合                              | <b>7</b> 責任期間中に自殺行為を行い、その日を含めて180日以内に死亡または3日以上続けて入院した場合   |
| <b>4</b> 責任期間中に病気または妊娠、出産、早産もしくは流産により、死亡した場合                         | <b>8</b> 責任期間中に行方不明となり、48時間を経過しても発見されなかった場合   |

●詳しくは「オーガナイザー保険の概要」にてご確認ください。

## お支払いする保険金

下記A～Dを合算して最高**500万円**までお支払いいたします。(旅行者1名につき)

- |                    |  |
|--------------------|--|
| <b>A</b> 見舞費用保険金   | 旅行者死亡した場合、弔慰金として30万円、死亡以外の場合、見舞金として10万円を限度にオーガナイザーが負担した費用を補償します。   |
| <b>B</b> 救援者費用保険金  | 旅行者の救援者(2名限度。ただし、3日から6日までの入院の場合は、1名限度とします。)が、旅行者の看護または捜索救助の目的で現地へ赴くとき、オーガナイザーが負担する所定の費用を救援者費用保険金にてお支払いします。 |
| <b>C</b> 事故対応費用保険金 | オーガナイザーが事故の発生の日からその日を含めて180日以内に支出を余儀なくされた、関係者派遣費用、役員出張手当、ランドオペレーター(現地手配業者)費用、通信費用、緊急対応費用、現地捜索費用などを補償します。   |
| <b>D</b> 臨時費用保険金   | オーガナイザーが臨時に負担した費用に対して救援者費用保険金+事故対応費用保険金の20%相当額をお支払いします。ただし、ご契約の保険期間を通じて「被災者数 × 30万円」が限度となります。              |

●お支払いする保険金の額は、前記A、B、C、Dの各保険金を合算して、次の算式によって算出した額を限度とします。

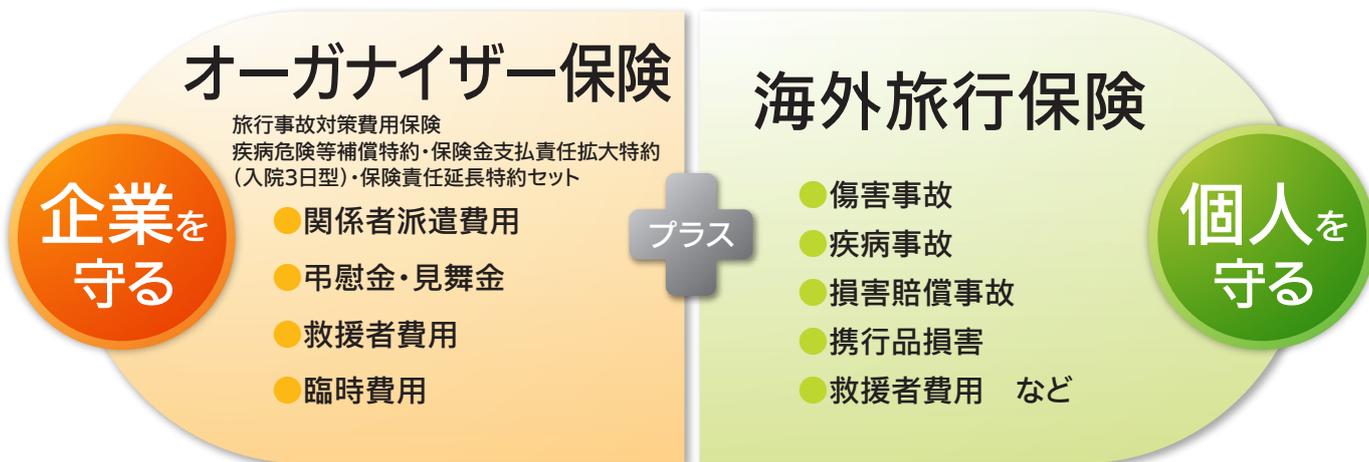
$$1\text{名あたりの保険金額(ご契約金額)} \times \text{事故遭遇旅行者数}$$

●オーガナイザーが負担した費用のうち、オーガナイザーとして負担することが必要かつ社会通念上妥当と認められる部分についてのみ、保険金をお支払いします。  
●詳しくは「オーガナイザー保険の概要」にてご確認ください。

ジェイアイは旅の保険のエキスパート、  
充実のサービスで楽しい旅をサポートします。

## 招待旅行・研修旅行等の安心の構図

海外旅行保険ご加入で、さらに安心が膨らみます



(海外旅行保険の内容につきましては、海外旅行保険パンフレット等でご確認ください。)  
ご契約に関しては、重要事項説明書、ご契約内容確認事項も必ずご覧ください。

## お支払いいただく保険料のご案内

保険金額(ご契約金額)500万円(旅行者1名につき)

保険期間(旅行期間)	1名あたり保険料
2日(2泊3日)まで	500円
3日(3泊4日)まで	600円
5日(5泊6日)まで	1,000円
7日(7泊8日)まで	1,250円
10日(10泊11日)まで	1,350円
14日(14泊15日)まで	1,600円
17日(17泊18日)まで	1,750円
21日(21泊22日)まで	2,000円
24日(24泊25日)まで	2,100円
27日(27泊28日)まで	2,350円
1か月まで	2,450円
45泊46日まで	2,950円

保険期間(旅行期間)	1名あたり保険料
2か月まで	3,450円
3か月まで	4,450円
4か月まで	5,450円
5か月まで	6,300円
6か月まで	7,150円
7か月まで	8,050円
8か月まで	8,900円
9か月まで	9,750円
10か月まで	10,650円
11か月まで	11,500円
1年まで	12,350円

●保険料について  
(例) 3泊4日のご旅行の場合、3日(3泊4日)までの600円になります。

### 【ご注意】

1. 旅行期間が1年を超える場合は別途お申出ください。
2. 上記保険料ならびに保険金額(ご契約金額)は、旅行者1名あたりの金額となります。
3. ご契約あたり1,000円が最低保険料となります。
4. 業務出張等、業務に起因する旅行で、その出張者を雇用する法人を被保険者(保険の対象となる方)とする場合は、この保険の対象となりません。

上記プランがお客様のご意向と異なる場合には、ご契約いただけません。補償や保険金額等お申込みの内容が、お客さまのご意向どおりの内容になっているかご確認のうえお申込みください。当初のご意向とお申込みの内容が相違する場合は、特にご注意ください。

# オーガナイザー保険の概要

ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」を必ずご覧ください。

(旅行事故対策費用保険 疾病危険等補償特約・保険金支払責任拡大特約(入院3日型)・保険責任延長特約セット)

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
見舞費用	次の①～⑧に該当したことにより被保険者が費用を負担した場合 ①責任期間中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日から180日以内に死亡または通算して3日以上入院した場合 ②責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により遭難してから48時間を経過しても、なおその旅行者が発見されない場合 ③責任期間中に身体に不法な支配を受け行動の自由を妨げられた場合 ④責任期間中に病気または妊娠、出産、早産もしくは流産により、死亡した場合 ⑤責任期間中に発病した病気(妊娠、出産、早産、流産は含みません。)により、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合(責任期間中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限り、)	旅行者またはその法定相続人に対して被保険者が負担した次の費用をお支払いします。 ①弔慰金:旅行者が死亡した場合に負担した費用(旅行者1名につき保険期間を通じ30万円限度) ②見舞金:旅行者が死亡以外の場合に負担した費用(旅行者1名につき保険期間を通じ10万円限度) ☞上記①②が重複する場合は30万円が限度となります。	次の①～⑧のいずれかにより生じた事故 ①保険契約者、被保険者や旅行者の故意または重大な過失 ②旅行者のけんかや犯罪行為 ③旅行者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転 ④旅行者の心神喪失 ⑤戦争、革命などの事変 ⑥核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑦ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動 ⑧自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転
救援者費用	⑥病気(妊娠、出産、早産、流産による病気および歯科疾病は含みません。)により、3日以上続けて入院した場合(責任期間中に発病した病気の場合は責任期間中に医師の治療を開始した場合に限り、責任期間開始前に発病した病気の場合は責任期間中に入院を開始した場合に限り、) ⑦責任期間中に自殺行為を行い、その日を含めて180日以内に死亡または3日以上続けて入院した場合 ⑧責任期間中に行方不明となり、48時間を経過しても発見されなかった場合	旅行者の救援者に対して被保険者が負担した次の費用を救援者2名分(ただし、3日から6日までの入院の場合、1名分)を限度としてお支払いします。 ①救援者の住所から現地までの往復交通費および現地交通費 ②現地における救援者の宿泊費(1名につき14日分限度) ③渡航手続費 ④死亡した旅行者の遺体を現地から自宅まで移送した費用 ⑤現地および移送中における遺体処理に要した費用 ⑥通算して3日以上入院した旅行者を現地から自宅まで移送した費用(ただし、その旅行者が通常要する運賃は除きます。)	など
事故対応費用		被保険者が負担した次の費用をお支払いします(ただし、左記【保険金をお支払いする場合】の①～⑧の事由が生じた日から180日以内に負担した費用に限り、) ①被保険者の役員、使用人または代理人を現地に派遣した場合の交通費(往復交通費および現地交通費)・宿泊費・渡航手続費・出張手当(出張手当は、1人1日につき1万円限度。ただし、出張規定の定めがない場合は1人1日につき5,000円限度) ②ランドオペレーターに事故対応のために支払った費用(1人1日につき1万円かつ通算して50日分を限度) ③通信費用 ④旅行者の法定相続人またはその代理人と対応した場合のホテル・事務所等の対応施設借上げ費用、旅行者の法定相続人またはその代理人が日本国内における被保険者の営業店舗または被保険者の指定する連絡場所を訪問した場合の交通費および宿泊費(宿泊費は、1名につき14日分限度) ⑤遭難した旅行者の捜索活動のために要した現地捜索費用	
臨時費用		被保険者が臨時に負担した費用として、救援者費用保険金と事故対応費用保険金との合計額の20%に相当する額をお支払いします。 ☞合計額には【事故対応費用】①の出張手当分は含まれません。 ☞お支払いする臨時費用保険金の額は、保険期間を通じ、次の算式によって算出した額を限度とします。 30万円×左記【保険金をお支払いする場合】の①～⑧に該当した旅行者数	

## 用語のご説明

- ◆「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
- ◆「責任期間」とは、保険期間中であつ旅行行程中をいいます。
- ◆「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害・急性中毒をいいます。急性中毒とは、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒症状をいい、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。
- ◆「救援者」とは、旅行者の捜索、看護または事故処理のために現地に赴いたその旅行者の法定相続人またはその代理人をいいます。

## 対象とならない旅行について

業務出張等、業務に起因する旅行で、その出張者を雇用する法人を被保険者(保険の対象となる方)とする場合は、この保険の対象となりません。

## お申込みにあたって

このパンフレットはオーガナイザー保険(疾病危険等補償特約・保険金支払責任拡大特約(入院3日型)・保険責任延長特約セット旅行事故対策費用保険)の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』もよくお読みください。また、詳しくはオーガナイザー保険普通保険約款・特約をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。  
弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって弊社代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

**ジェイアイ傷害火災保険株式会社**

〒102-0082 東京都千代田区一番町20-5 <http://www.jihoken.co.jp>  
この保険に関するお問い合わせは右記取扱代理店または下記へ  
お客様専用フリーダイヤル: 0120-877-030  
一部お繋ぎできないIP電話等からは 03-3237-2921 をご利用ください。  
受付時間: 平日の午前9:00～午後5:00(土日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

取扱代理店

株式会社 ダイワグループ

TEL 03-5377-1381

FAX 03-3314-6094

Eメール

[info@kaigaihoken.net](mailto:info@kaigaihoken.net)

海外保険TOPに戻る <http://kaigaihoken.net/>

※お申込み、お問合せは、代理店ダイワグループでお受けいたします。

(インターネットオンライン契約サービスではご加入できません。) ・ ・ お問合せ ・ お申込は

お問い合わせ・資料請求

[http://kaigaihoken.net/jihoken\\_daiwa\\_form.html](http://kaigaihoken.net/jihoken_daiwa_form.html)